

仕様書（簡易版）

※本仕様書の一部記載事項の詳細については、「仕様書（詳細版）」【参加必要書類 A】に記載しています。
参加必要書類の入手については、「堺市職員採用試験性格検査等業務提案書作成要領（簡易版）」の「7、応募にあたっての事前手続き」を参照すること。

1 業務名

堺市職員採用試験性格検査等業務

2 業務目的

本業務は、職員採用試験の実施にあたり、より正確な人物理解及び公正な人物評価を実施し、本市が求める人材や本市での活躍が期待できる人材を確保することを目的に実施するものである。
※詳細については、「仕様書（詳細版）」【参加必要書類 A】を参照すること。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

堺市内

5 業務内容

(1) 職員採用試験における性格検査の実施（紙受検）

①性格検査の質問用紙及び回答用紙（検査用紙）の納品

下記の実施予定時期に合わせて、都度、質問用紙及び回答用紙を納品すること。

- ※1 紙媒体で提供すること。電子データによる納品は、認めない。
- ※2 本市に納品する際の費用は、受注者負担とする。
- ※3 実施予定時期、判定予定人数は変更となる場合がある。
- ※4 質問用紙及び回答用紙は、基本的に受注者が提案したものとする。ただし、表紙などの一部について修正が必要と本市が判断する場合は、本市と調整し修正すること。
- ※5 点字版が必要な場合、本市で点訳することを許可すること。許可できない場合は、質問用紙及び回答用紙の点字版を提供すること。
- ※6 拡大版が必要な場合、本市で拡大版を作成することを許可すること。許可できない場合は、質問用紙及び回答用紙の拡大版を納品すること。
- ※7 読み上げ対応が必要な場合、質問用紙及び回答用紙のテキストデータを納品すること。

	実施予定時期	必要検査用紙数	判定予定人数
職員採用試験	令和6年 5月下旬	40冊	20名
	令和6年 6月中旬	1,010冊	570名
	令和6年10月中旬	590冊	520名

②判定処理及び検査結果（電子データ）の納品

性格検査実施後に検査用紙を返送するので、以下のとおり納品を行うこと。

- ※1 返送した検査用紙の到着後、2営業日以内に検査結果の電子データを、10日以内に紙出力した検査結果1部を納品すること。紙出力した検査結果を納品する際の費用は受注者負担とする。
- ※2 性格検査実施日の欠席者や判定処理が不要となる受験者がいるため、判定予定人数よりも判定処理及び検査結果の納品数は少ない場合がある。

(2) 面接員向け説明動画の作成

検査結果の見方等について面接員向けに説明した動画を作成すること。

※詳細については、「仕様書（詳細版）」【参加必要書類 A】を参照すること。

- (3) 検査結果の分析及び分析結果報告書（以下「報告書」という。）の納品
職員採用試験の全試験終了後、試験区分ごとの受検者の傾向や特徴等を分析し、報告書を本市が指定する期日までに納品すること。

※詳細については、「仕様書（詳細版）」【参加必要書類 A】を参照すること。

(4) その他

- ①本市からの問い合わせに対し、相談窓口を設置するなどサポート体制を充実させること。
- ②検査結果について、採用後の職員育成に活用できるものや面接の参考資料として活用できるものを附属資料として提供すること。ただし、附属資料は金額の増額を伴わないものとする。

6 業務実施にあたっての留意点

契約後、各業務に関して本市担当者と調整すること。また、業務の実施にあたっては、「堺市職員採用案内」（下記 URL 参照）から本市の職員採用の趣旨を理解したうえで実施すること。また、検査用紙等の提出にあたっては遅滞のないようにすること。

参照 URL : <https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinji/shokuinsaiyo/saiyoannai/index.html>

7 その他

(1) 個人情報等の保護

個人情報の保護に関する法律第 6 条及び第 6 7 条の規定に基づき、次のとおり適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、データや機密情報等を保護すること。

- ・データや機密情報の保護等に関する規程が整備されていること。
- ・上記の規程が確実に社員に教育されていること。
- ・管理責任体制を確保すること。
- ・重要なデータや機密情報等については、二重化等を行い事故に備えた安全対策が講じられていること。
- ・地震・火災等の災害発生時には、本市業務への影響が最小限に抑えられる対策が講じられていること。
- ・データや機密情報等は施錠できる場所に保管すること。
- ・データや機密情報等の保管場所などについて、入退室者の管理を行うこと。
- ・本市から受注者に送付する回答用紙等個人情報を含む資料（紙媒体・電子データ）等は、受注者が責任をもって廃棄すること。

- (2) 検査結果及び報告書（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該成果物に係る著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。

- (3) 堺市暴力団排除条例の施行に伴う事項については、別紙仕様書追加事項で定める。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議して定める。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。